

創造的イルミネーション事業「ヨルノヨ」 令和4年度のイベントについて

事業の概要

1 イベント開催主旨

ヨルノヨは国内外の観光客を増やし街の賑わいを創出して、横浜のナイトタイムエコノミーを活性化することを目的に開催します。横浜の夜景を光と音楽で演出し、都心臨海部のみなとみらい21地区から山下ふ頭に至る範囲で、インナーハーバーとしての一体感を照明の連続性と変化する光の動きにより演出し、リング上のつながりを際立たせ、港のスケール、横浜らしさを感じられるような夜間景観を創造します。

2 実施概要

〈名称〉ヨルノヨ-YOKOHAMA CROSS NIGHT ILLUMINATION-

〈期間〉令和4年11月24日(木)～令和5年1月3日(火)17時～21時10分(41日間)

〈体制〉主催：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会

共催：横浜市

連携：クリエイティブ・ライト・ヨコハマ推進協議会

3 実施内容

(1) 街全体で行う光と音楽の一体的演出(都心臨海部各施設、時間限定の特別演出：Night viewing)

都心臨海部の歴史的建造物や港のランドマークとなる施設、水際線等が、光と音楽で躍動する時間限定の演出を実施します。今年度は、氷川丸やホテルニューグランドなど山下公園側をはじめとする参加施設を増やし、よりダイナミックに演出します。

【演出時間】30分ごとに5分間程度(17時30分開始、21時最終 計8回 40分)

【対象施設】34施設予定(R3：27施設)(次頁参照)

(2) 横浜ならではのインスタレーション(Night walking) 17:00～21:10

【対象施設】新港中央広場

常時楽しめるプログラムとして広場全体に、ヨルノヨの象徴となる六角形の光のオブジェやクロスドームを設置し、空間特性を生かした光の配置、音の演出を行って没入体験を提供します。

(3) 街の回遊性向上の取組(Night walking) 17:00～21:10

【対象施設】都心臨海部全体、大さん橋ふ頭ビル、山下公園

桜木町駅から山下公園までのルート沿いに六角形の光のオブジェを配置するほか、象の鼻パーク等の地域と連携や歩行者空間での演出を行います。

今年度は、新港中央広場への来場者を更に街への回遊を促す取り組みとして、大さん橋ふ頭ビルでのプロジェクションマッピングと、山下公園内の演出(照明及びプロジェクションマッピング)を行います。

あわせて、デジタルスタンプラリーや商店街等とのイルミネーションの広報連携により横浜の夜の街を盛り上げます。

【審議事項】 景観計画における特定照明及び屋外広告物の表示に関する制限のただし書き適用について

イベントエリアのうち、関内地区では景観法に基づく景観計画において、特定照明及び屋外広告物について制限しています。一部規定を超える演出を行うため、「市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するもの」としてのただし書きの適用について、ご審議をお願いいたします。

【本市の見解】

◇街全体で行う光と音楽の一体的演出

特別演出(Night viewing)は、都心臨海部全体で街を照明と音楽で演出するイベントで、照明の連続性と変化する光の動きを音楽と連動させ、都市的スケールでの魅力的な景観形成に寄与するものです。

◇先端技術の活用による都市空間の演出

常時演出のクロスドームを擁した新港中央広場では、立体音響の技術を活用し、屋外であるにもかかわらず音に包まれているような体験を作り出します。大さん橋ふ頭ビル、山下公園では、屋外の公共空間でセンシングを取り入れたインタラクティブなプロジェクションマッピングにより街を演出します。

これらの取組は、音楽ホールや美術館で体験するものではなく、体験したいと思う人だれもが参加可能な屋外の公共空間で行われるもので、先端的なデジタル技術を組み合わせ活用したイベントであり、時間的、空間的なメリハリのある夜間景観を演出することで、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと考えます。

◇景観計画の改定

景観計画については、令和5年1月に一部改定予定で、催事等の緩和規定が設けられていますが、これを越えた時間での演出となります。特別演出後に来場者を街の回遊へ誘うためにも、開催時間を通して、メイン会場以外でも一貫して演出した空間の提供を求められています。当事業の認知度を更に向上させ、夜の横浜に賑わいを創出し、ナイトタイムエコノミーを活性化させるためにも、当面の間このような演出が必要です。

なお、2027年開催予定の国際園芸博覧会(以下、花博)へ向けた盛り上がりの醸成のためにも、このような取り組みを継続します。花博期間中は、特別演出を毎夜又は毎週末など限定した時間にのみ開催することで、横浜市全体での盛り上げに貢献していきます。



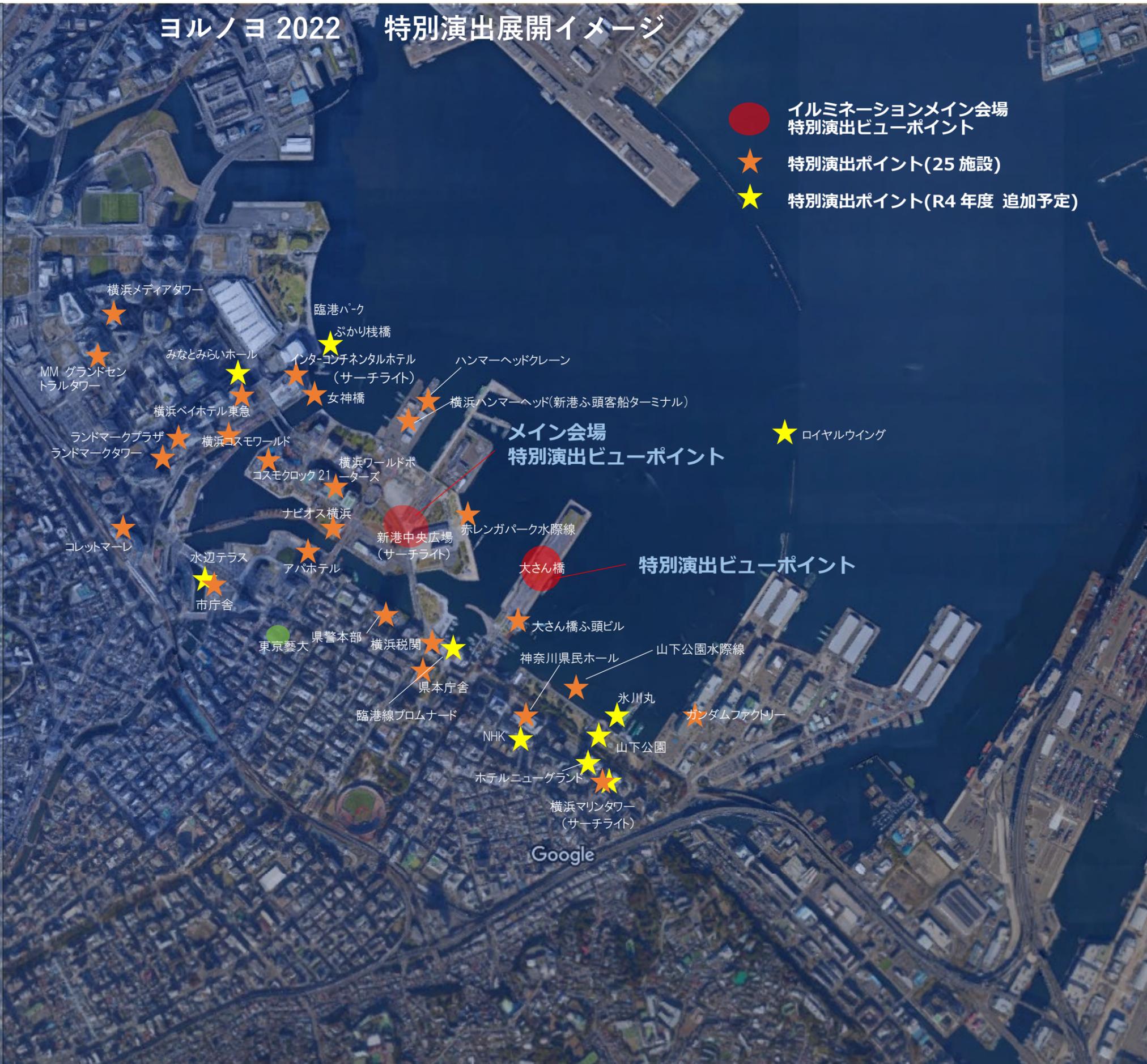
【5分間の特別演出参加予定施設】

- 0 新港中央広場 ◎○●
- 1 横浜メディアタワー ◎
- 2 **みなとみらいグランドセントラルタワー ◎○**
- 3 **みなとみらいホール ◎**
- 4 **ぶかり棧橋 ◎ (調整中)**
- 5 ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル ◎●
- 6 横浜ベイホテル東急 ○
- 7 横浜ランドマークプラザ ◎○
- 8 横浜ランドマークタワー ◎
- 9 コレットマーレ ◎
- 10 女神橋 ◎
- 11 **ハンマーヘッドクレーン ◎ (調整中)**
- 12 横浜ハンマーヘッド(新港ふ頭客船ターミナル) ○
- 13 横浜ワールドポーターズ ◇
- 14 **大観覧車コスモクロック 21 ◎○**
- 15 **よこはまコスモワールド ◎**
- 16 ナビオス横浜 ◎
- 17 赤レンガパーク水際線 ○
- 18 アパホテル&リゾート(横浜ベイタワー) ◎
- 19 **横浜市庁舎 ◎**
- 20 **横浜市庁舎 水辺テラス ☆**
- 21 神奈川県警察本部庁舎 ◎
- 22 横浜税関 ◎
- 23 **神奈川県庁 ◎**
- 24 **山下臨港線プロムナード ○**
- 25 **大さん橋ふ頭ビル ◎★**
- 26 山下公園水際線 ○
- 27 **山下公園 ◎**
- 28 神奈川県民ホール ◇
- 29 **NHK 横浜放送局アンテナタワー ◎**
- 30 **ホテルニューグランド ◇**
- 31 **横浜マリニタワー ◎● (調整中)**
- 32 **氷川丸 ◇◎**
- 33 GUNDAM FACTORY YOKOHAMA ◎
- 34 **ロイヤルウイング ◇◎**

R3年 27施設 → R4年 34施設 に増加

- ◎カラーライトアップ演出
- ライン照明カラー演出
- ◇ドット照明カラー演出
- サーチライト演出
- ☆クリーミーボール演出
- ★プロジェクションマッピング
- 赤字:新規参加予定施設
- 太字 MSP ゴシック体:演出用照明 常設施設
- 太字下線:演出用照明 R4 新規常設施設

ヨルノヨ 2022 特別演出展開イメージ



- イルミネーションメイン会場
特別演出ビューポイント
- ★ 特別演出ポイント(25施設)
- ★ 特別演出ポイント(R4年度 追加予定)

審議の内容

対象施設等と行為の概要

都市美対策審議会において、景観等に係る事項について審議頂きたいイベント内容は、特定照明（アパホテル&リゾート）とプロジェクションマッピングにかかる屋外広告物（大さん橋ふ頭ビル、山下公園）の3点です。対象施設の配置及びただし書き適用の考え方は下記のとおりです。

【対象施設の配置】



- ① アパホテル&リゾート〈横浜ベイタワー〉
- ② 大さん橋ふ頭ビル
- ③ 山下公園(お祭り広場)

1 特定照明

対象施設：アパホテル&リゾート〈横浜ベイタワー〉【対象施設の配置①】
 特定照明：投光器（4階：2台 屋上階17台）
 照明時間：17：30-21：00の30分毎に5分間 計8回40分（連続41日間）



【参考】R3 実施時写真

【ただし書き適用の考え方】

現行基準：歴史的界隈形成エリア内においては、歴史的建造物以外の建築物、工作物は、投光器等で照らしてはならない。

R5.1 改定案：催物等のために「原則として7日以内又は1日あたり10分以内に限って行うもの」は認める。

照明演出の意義

当該施設は「街全体で行う光と音楽の一体的な演出」に参加するもので、都市の魅力を創出するイベントであり、水際線沿いに立地する演出上重要な位置にあるため、当イベントの参加施設として不可欠です。

照明演出上の配慮

景観形成基準に「歴史的建造物以外は照らしてはならない」とありますが、建築物の頂部及び水際線に面する5階以上の壁面の角の部分のみの照射で、歴史的建造物を埋没させる照明ではなく、制度の趣旨に配慮しています。また、時間限定の演出であり「不快な照明環境を創出しない」という行為指針の趣旨にも配慮しています。

街全体で行う光と音楽の一体的な演出 時間限定の特別演出 Night viewing

（臨海部施設等：17時30分～21時の間で30分毎に5分間 計8回40分実施）



【COLOR CHART /VIEWING】



アートイルミネーションらしい光と音の演出要素

GROW「進化する」をテーマに原色の限界数値ではなく、色の進化を表す過程であるグラデーションを中心に、VIEWINGを演出。

色彩について

「PORT、SEA、FLOWER、TOWN、HISTORICAL、MOBILITY」これら6つを横浜らしさと捉えて、6つの色循環を検討。

2 プロジェクションマッピング

対象施設：大さん橋ふ頭ビル【対象施設の配置②】

山下公園（お祭り広場）【対象施設の配置③】

投影映像：投影装置による映像・画像の投影

投影時間：17:00-21:05 合計4時間5分（連続41日間）

演出時間構成（ ）内分

17:00～17:30 (30) [常時演出] 17:30～17:35 (5) [特別演出]
 17:35～18:00 (25) [常時演出] 18:00～18:05 (5) [特別演出] 18:05～18:30 (25) [常時演出]
 ～以下、5分・25分の繰り返し～
 21:00～21:05 (5) [特別演出]

【ただし書き適用の考え方】

現行基準：投影広告に関する明確な基準がない。

R5.1 改定案：投影広告物についての規定を設け、催物等のために

「原則として7日以内又は1日あたり10分以内に限って行うもの」は認める。

投影演出の意義：下記②③のとおり

投影演出上の配慮：下記②③のとおり

◆大さん橋ふ頭ビル【対象施設の配置②】

投影演出の意義

大さん橋ふ頭ビルは、大さん橋ターミナルと市街地を結ぶ重要な位置にあります。桜木町から公道を通り、山下臨港線プロムナードを歩いて大さん橋ターミナルに向かうランドマークとなる建物であり、山下公園からも眺めることのできる重要な建物です。特別演出の全体を地上から見ることができ、唯一大さん橋ターミナルであり、結節点上にあるふ頭ビルに特別演出以外の時間も演出を加えることで、新港中央広場への来場者を大さん橋ターミナルに誘導し、街への回遊も促します。

また、当該建築物が有する特徴的な壁面において先端的な技術を用いて、新たな横浜らしさを創出することは、横浜の魅力づくりに大きく貢献するものと考えます。

投影演出上の配慮

当該建築物は関内地区の商業地から離れた場所であり、市街地の良好な環境を阻害する立地ではありません。また、景観計画上の眺望の視点場となる大さん橋の先端からはライトアップ面のみが見られ、山下公園（世界の広場）からは樹木により見られない位置にあり、景観上の眺望の影響は少ないと考えます。

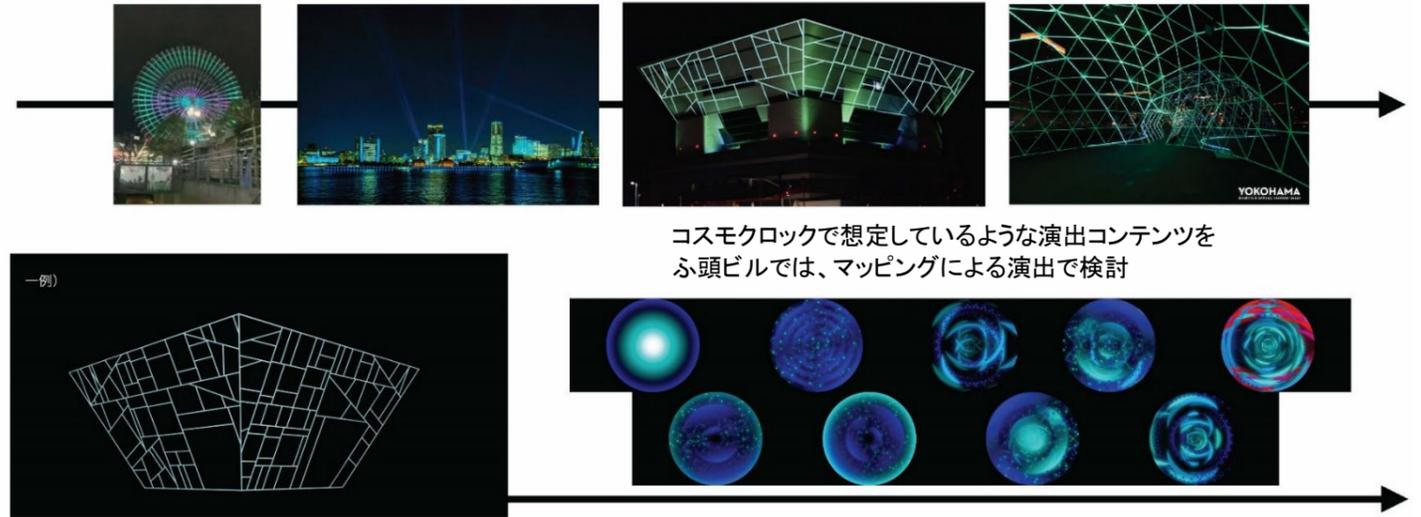


【演出イメージ】

鑑賞型・受動的な体験

特別演出 Night viewing (5分間/30分毎)

ライトアップの2面と共に、周辺の照明と連動した映像装置を用いるプロジェクションマッピングを2面で行います。プロジェクションの内容は、その他の施設演出と連動した一体感のある映像を投影します。

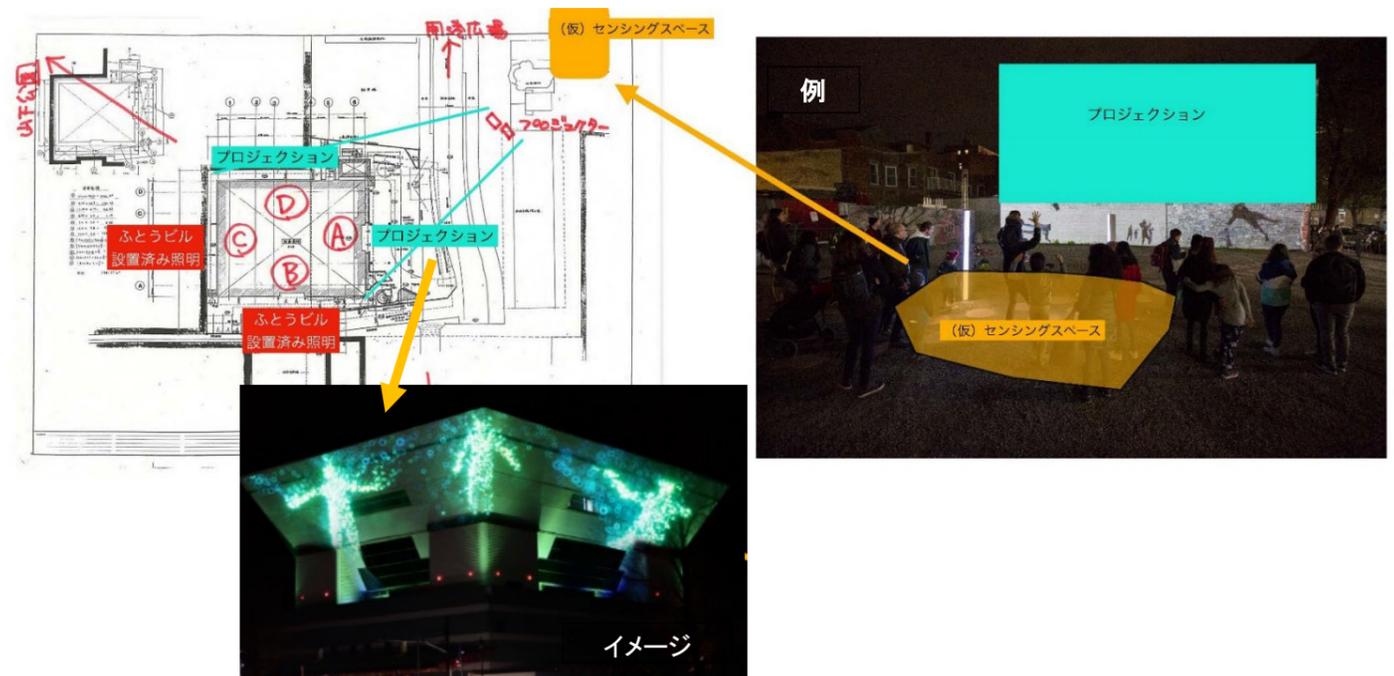


コスモクロックで想定しているような演出コンテンツをふ頭ビルでは、マッピングによる演出で検討

参加型・能動的な体験

特別演出以外の時間 (25分間)

ライトアップは行わず、プロジェクションマッピングのみ行います。センシングされた人の動きに呼応して、リアルタイムに生成される映像を投影するなど、参加型、ここでしか体験できない先端的な取組で都市の魅力を高める演出とします。(インタラクティブな演出(センシング)については調整中)



◆山下公園（お祭り広場）【対象施設の配置③】

投影演出の意義

山下公園は、関内地区と元町をつなぐ位置にあります。当イベントとしては、桜木町駅から、自動車、象の鼻、大さん橋、臨港線プロムナードの都心臨海部の水際線沿いの回遊ルートの終点となる場所です。過去3年間の創造的イルミネーション事業を通して、山下町、元町への回遊促進、山下公園を明るくすることを求められていることから、公園の現況を生かし、花博につながるイベントとして「ヨルノヨ×花博」コラボレーションとして演出します。

投影広告物は、公園内のお祭り広場（芝生面）でのプロジェクションマッピングで、生物多様性をテーマとし、花博への意識の醸成とします。大さん橋ターミナルから投影を見ることはできませんが、来場者はだれでもマッピング内の園路を通行でき、プロジェクションの光の中に飛び込むような感覚を味わうことが可能で、特別演出では街全体で取り囲む光と音の演出との一体感を体験できます。

そのほか、公園内の光のオブジェや噴水、世界の広場での光の演出により、魅力ある夜間景観の創造に寄与するものと考えます。

投影演出上の配慮

投影場所は、公園内の地面（芝生）に投影するもので、周辺を高木及び灌木で囲まれており、公園外からは見えにくい場所にあるため、周辺道路を通行する車両からは見えず、交通安全上の影響はありません。

【山下公園全体像（配置）】



【芝生広場のプロジェクションマッピング】

【演出イメージ】

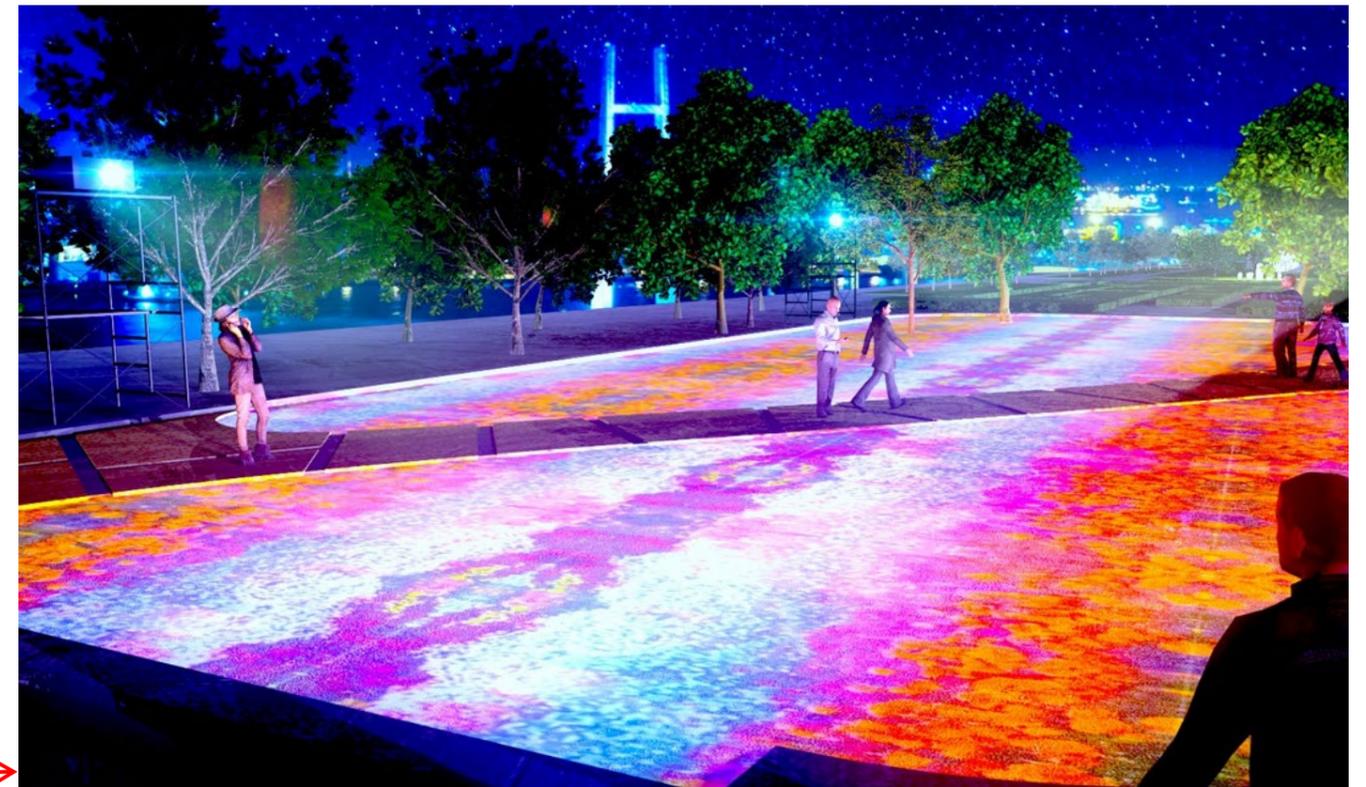
特別演出 Night viewing (5分間/30分毎)

新港中央広場、他周辺施設、大さん橋ふ頭ビルのプロジェクションマッピングと連動した事前に編集された映像コンテンツを流して演出し、鑑賞者は、ショーをみるように受動的な体験をしていただきます。

特別演出以外の時間 (25分間)

花博にちなんで、生物多様性をコンセプトにしたモチーフとなる「花・胡蝶」などをつくり、プロジェクションで投影します。(インタラクティブな演出(センシング)については調整中)

【山下公園全体像（演出）】



景観計画における制限について（横浜市景観計画の抜粋：令和5年1月改正内容を含む）

マーカー部分：1月追加改正予定

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

3 行為の制限

関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

（4）特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

特定照明は、次の各号に適合するものとする。ただし、催物等のために「原則として7日以内（同一区域における前回の投光期間終了日の翌日から起算して、前回の投光期間の5倍の日数を空ける場合に限る。）又は1日あたり10分以内に限って行うもの」は、この限りでない。

ア 計画図1の7に示す「歴史的界限形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

関内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

3 関内地区全域の制限

〈投影広告物〉

（1）投影広告は、表示することができない。ただし、催物等のために表示するもので、次のいずれかに該当し、魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合

イ 投影時間が原則として1日あたり10分以内である場合

（2）投影広告物の表示については、2の地区別の制限は適用しない。